

群馬県

人にやさしい福祉のまちづくり条例

施設設備マニュアル



2022年（令和4年）8月1日改訂版

目次

第1章 マニュアルの構成	4
.....	5
第2章 建築物編	6
1 移動等円滑化経路	7
2 廊下等	10
2-1 廊下等（一般）	10
2-2 廊下等（移動等円滑化経路）	11
3 階段	13
4 段差（移動等円滑化経路）	16
5 傾斜路	17
5-1 傾斜路（一般）	17
5-2 傾斜路（移動等円滑化経路）	17
6 出入口	20
6-1 出入口（一般）	20
6-2 出入口（移動等円滑化経路）	20
7 便所	22
8 敷地内の通路	27
8-1 敷地内の通路（一般）	27
8-2 敷地内の通路（移動等円滑化経路）	28
9 駐車場	30
10 昇降機（移動等円滑化経路）	32
11 特殊な構造又は使用形態の昇降機（移動等円滑化経路）	34
12 案内設備までの経路	35
13 客室	37
14 浴室等	39
15 客席等	41
16 車いす使用者用非常口	42
17 避難誘導設備	43
18 案内板	45
19 乳幼児用設備	46
20 増築等に関する適用範囲	47
21 その他備品等〈達成することが望ましい目標〉	48

第1節 公共交通機関の施設 50

1	移動等円滑化経路	5 1
2	視覚障害者誘導用ブロック等	5 3
3	出入口（移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口）	5 4
4	通路	5 5
5	傾斜路	5 7
6	階段	5 9
7	昇降機	6 1
7-1	移動等円滑化経路を構成するエレベーター	6 1
7-2	移動等円滑化経路を構成するエスカレーター	6 3
8	便所	6 4
8-1	便所の一般基準	6 4
8-2	車いす使用者用トイレの設置	6 5
8-3	車いす使用者用トイレの構造	6 6
8-4	多目的トイレの設置	7 3
9	案内設備、案内表示	7 2
10	乗車券等販売所、待合所及び案内所	7 3
11	券売機	7 5
12	休憩設備	7 6
13	改札口	7 7
14	プラットホーム	7 8
15	バスターミナルの乗降場	8 1

第2節 道路 82

1	歩道	8 3
1-1	歩車道の分離、有効幅員	8 3
1-2	横断勾配、縦断勾配	8 4
1-3	横断歩道等に接する歩道部の構造	8 5
1-4	歩道の路面、排水溝等	8 6
1-5	視覚障害者誘導用ブロック、休憩施設等の設置	8 7
2	立体横断施設	8 9

第3節 公園 91

1 出入口	9 2
2 園路	9 3
2-1 園路の幅員、勾配	9 3
2-2 段差	9 4
2-3 路面、視覚障害者誘導用ブロック	9 4
2-4 傾斜路	9 5
2-5 排水溝	9 6
3 階段	9 7
3-1 回り段の禁止、有効幅員	9 7
3-2 踊場、手すり	9 7
3-3 表面、路面、点状ブロックの敷設	9 8
4 便所	1 0 0
4-1 車いす使用者用便所の設置	1 0 0
4-2 車いす使用者用便所の出入口	1 0 0
4-3 車いす使用者用便所の設備の配置、空間の確保	1 0 1
4-4 標識、男子用小便器	1 0 2
5 案内板	1 0 4
6 駐車場	1 0 5
7 付帯設備	1 0 7

第4節 路外駐車場 108

1 駐車場	1 0 9
2 出入口	1 1 1
3 駐車場の通路	1 1 2

第4章 資料編 113

1 人にやさしい福祉のまちづくり条例	1 1 4
2 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則	1 2 3